

大阪柔整だより

療養費適正化理念で業界の改革推進

— 「第 2 回療養費適正化勉強会」にて 前会長 安田 剛 氏が講演 —

平成 28 年 7 月 9 日 (土) 15 時から大阪府医師会館において、大阪臨床整形外科医会主催、大阪府医師会後援により、全国から 120 名を超える整形外科医、保険者、柔道整復師 (大阪社団役員) の参加のもと「第 2 回療養費適正化勉強会」が開催された。

開会にあたり、主催者を代表しての前中 孝文 会長の挨拶では、「療養費などの公的医療保険制度をなくしていいのか？答えは否である。」「公的な療養費を良いものにしたい。そのためにきちんと不正なものから守らなくてはならない。」「療養費を守るのは保険者の皆さんである。」という療養費の適正化に向けた強い決意表明がなされた。

市立岸和田市民病院リハビリセンター長 濱西 千秋 先生による基調講演「大阪からはじめる療養費適正化」では、これまでの経緯や柔道整復師を取り巻く環境についての説明がなされ、様々な問題点や組合保険者の適正化の取り組みなどが紹介された。柔道整復師への提言としては「新たな認定制度などで階層化を図ること」や「改定学校教育カリキュラムでも臨床実習が絶対的に不足している点」などをご指摘いただいた。また、本会の掲げる「療養費適正化理念」の中にある、負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進するという役割をもって「国民が信頼できる地域のゲートキーパーとなることを期待したい。」とのお言葉や、講演の最後には「大阪社団の取り組みにエールを送りたい。」とのお言葉も頂戴した。

続いて、本会前会長 安田 剛 氏による「このままでいいのか？柔道整復業界」と題した講演では、「何よりも患者さんのために技や施術法だけではなく、日本の伝統的な利他の精神を以て、患者さんを中心として保険者、整形外科医、大阪社団が協働できる環境を作りたい。また、療養費ビジネスを排除し、一番問題のある地域とされる大阪が適正化に取り組むことで、日本全体のモデルケースになるようにしていきたい。」と強く訴えられた。

その後、「柔整療養費適正化のために必要なこと」と題した事例発表とパネルディスカッションが行われ、整形外科医による見解や保険者の適正化の取り組み例が紹介され、勉強会は盛会のうちに閉会となった。

勉強会終了後は、整形外科医、保険者、本会役員で合同懇親会が行われ、保険者からは大阪社団に対する適正化の推進への期待や、国民にとって柔道整復業界は必要であること等、腹を割った活発な意見交換が行われた。

「療養費適正化理念」は、目先のことではなく 5 年後、10 年後の「業」としての柔道整復師を守るためのものであり、この理念の基、大阪社団は療養費ビジネスを排除し、本来、当たり前であるはずの「患者を中心」とした医療を再確認し、これからも世界に誇る日本の皆保険制度を守るべく、大阪臨床整形外科医会、保険者とともに連携し、推進して行く所存である。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 広報部

－ 大阪社団「療養費適正化理念」による集団説明会 －

平成 28 年 3 月 26 日(土)の大阪保険講演会にて発表された「療養費適正化理念」に基づき、請求額の上位 4% の会員に対して請求内容の分析を行い、各会員に療養費の現状を踏まえ、支給基準の理解、行政通知の確認、受領委任払い制度の認識を説明し、適正な保険請求を行うための集団説明会を実施する予定にしております。

これは、医療機関でも近畿厚生局が主導で実施されているもので、集団的個別指導と呼ばれるものであり、大阪府下の医療機関で医科の平均点数が上位 8% に該当する医療機関開設者が対象です。平成 28 年度は 553 医療機関が対象となっております。

但し、大阪府医師会では、集団的個別指導に選定されたからといって日常診療にプレッシャーを感じ、日々の診療において萎縮されないよう啓発されておられます。

大阪社団も同様に、会員の先生方が集団説明会に選定されたからといって、日々の施術に委縮せず、地域医療への貢献と府民の健康増進に寄与していただきたいと思っております。

療養費を適正に取り扱うことを確実に認識していただければ、信頼関係で成り立っている受領委任払い制度は、ありがたい制度として業界に残るものと確信しております。

まずは、社団から取り組み、そして社団が勝ち組に！

公益社団法人 大阪府柔道整復師会

社会保障審議会医療保険部会

『第 6 回 柔道整復療養費検討専門委員会』開催

日時：平成 28 年 7 月 7 日(木) 14:00～15:40

場所：中央合同庁舎第 5 号館 講堂(低層棟 2 階)

課題：これまでの療養費検討専門委員会における論点と今後の進め方(案)の整理

以下の方向性が示されていないものを重点的に議論が行われた。

亜急性の定義とエビデンスについて、有識者が 3 学会(一般社団法人日本救急医学会・一般社団法人日本外科学会・公益社団法人日本整形外科学会)からの意見文書を資料として提出し、意見を求めた。施術者側から国会答弁や教科書に記載されているとの反論を示したが、保険者側からも有識者と同様の意見が示された。白熱した議論がなされたが、今後も検討を継続することとなった。

負傷原因について、保険者側から患者照会においても受傷起点が必要であり、1 部位目から負傷原因の記載を求める意見があったが、施術者側から、パターン化されている内容等に問題があり、縦覧点検で傾向的に怪しい支給申請書を判断すればよいのではないかと。また、柔整審査会の権限強化を求める意見があった。施術の回数制限については、保険者側から、保険適用外となる回数制限の措置を求める意見に対し、施術者側から患者さんの症状や原因により様々なケースが考えられ、回数だけで判断できるものではない。療養費支給申請書へは長期頻回理由も記載している、との意見があった。有識者からも、療養費ということで患者さんの視点からも考慮し、丁寧な議論が必要であるとの意見があり、今後、原因疾患毎のデータを収集し、解析を進めた上で再検討していくことになるであろう。

厚生労働省は、地方厚生局における指導・監査について、人員等の体制確保・強化へ向け検討していく。違法広告の規制については、医政局へ問題提起し検討してもらうとした。

施術管理者の要件強化については、研修受講や実務経験を 3 年程度必要とする仕組みの導入に賛成であると施術者・保険者ともに同意見であった。

なお、次回の「柔道整復療養費検討専門委員会」の開催予定日は未定である。

介護保険のコラム Vol.16

～40歳からの介護保険 その1～

今回と次回の2回に渡り、40歳からの介護保険についてご紹介したいと思います。

寝たきりや、身体が不自由で日常の生活ができなくなる「介護状態」、親や自分自身が高齢者になった時に直面する問題だと思われる方が多いのではないのでしょうか？これは、高齢者だけの問題ではありません。働き盛りの時に急に倒れ、若くても介護状態になる場合もあります。そんな時に、公的な介護保険でサービスを受けることができるのでしょうか？

・介護保険はサービスを受けるもの

まずは、公的な介護保険の仕組みをおさらいします。

介護保険制度は、自治体が運営主体となる保険制度で、平成12年から始まりました。

この介護保険は、民間の保険と違い、お金が支給されるわけではなく、介護状態に応じて介護サービスが受けられるものです。介護保険の介護サービスを受けるためには、訪問調査などで、どのような介護が必要かなどの認定を受ける必要があります。

認定は、要支援1から2、さらに要介護1から5までの7段階になっており、この認定段階によって受けられる介護サービスの内容が変わります。

・40歳以上で介護保険に加入

この公的な介護保険は、40歳以上で加入することになります。

介護保険には、第1号被保険者と第2号被保険者があります。第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳から64歳までの方です。

第2号被保険者である40歳から64歳までの方は、保険料を納めるだけでなく、所定の条件を満たせば、第1号被保険者と同様の介護サービスを受けられます。

次回は、介護サービスを受けるための条件や注意点についてご紹介したいと思います。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
厚生労働省共済組合 厚生労働本省支部 31130842 厚生労働省共済組合 労働安全衛生総合研究所支部 31131790	統 合	厚生労働省共済組合 厚生労働本省支部 31130842	H28年4月1日
文部科学省共済組合 放射線医学総合研究所支部 31120397	名称変更	文部科学省共済組合 量子科学技術研究開発機構支部 31120397	H28年4月1日
国土交通省共済組合 海上技術安全研究所支部 31131212	名称変更	国土交通省共済組合 海上・港湾・航空技術研究所支部 31131212	H28年4月1日
国土交通省共済組合 航海訓練所支部 31140445	名称変更	国土交通省共済組合 海技教育機構支部 31140445	H28年4月1日
デル健康保険組合 06139687	移 転	デル健康保険組合 06142269	H28年5月1日
	新 設	愛知県医療健康保険組合 06232243	H28年6月1日

平成28年7月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成 28 年 6 月施術分まで)	変更後 (平成 28 年 7 月施術分から)
藤井寺市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子どもの医療費助成」 0 歳～12 歳(小学校修了)まで 所得制限なし	変更なし 0 歳～15 歳(中学校修了)まで 変更なし
田尻町	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「こども医療費助成制度」 0 歳～15 歳(中学校修了)まで 所得制限なし	変更なし 0 歳～18 歳(18 歳に達した日以後 における最初の 3 月 31 日)まで 変更なし

※本会ホームページにて「乳幼児・こども医療費助成制度一覧」掲載

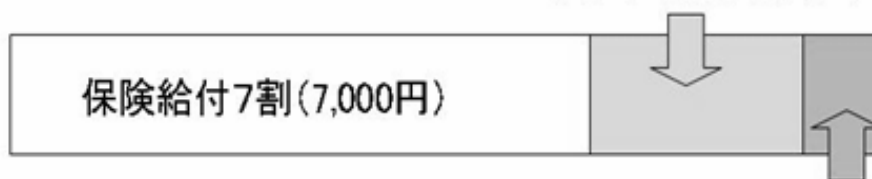
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。